

【ふくしまわらじ会 規約】

(名 称)

第1条 本会は、ふくしまわらじ会（以下「本会」という。）と称する。

(会 員)

第2条 本会は、会の趣旨に賛同する次の会員をもって組織する。

- (1) 県外に本社機能を有する福島市内の出先事業所の代表者等
- (2) 福島市内に本社機能を有する事業所の代表者等で、県外での勤務経験を有する者
- (3) その他、会の趣旨に賛同する者で、会長が入会を認めた者

(事務局)

第3条 本会は、事務局を福島商工会議所内に置く。

2 本会の事務局に事務局長を置き、福島商工会議所の専務理事をもってあてる。

(目 的)

第4条 本会は、福島市の魅力を体験・実感してもらいながら、会員相互の交流と親睦を深めることを目的とし、併せて、会員の人的ネットワーク等を通じて福島市の魅力を広く全国に発信することを目的とする。

(事 業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦交流
- (2) 福島市の魅力づくりに関する助言・提言活動
- (3) 福島市の経済や観光文化に関する情報の交換及び情報発信
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(役 員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 役 員 若干名

2 本会に、顧問を置くことができる。

3 会長は、事業執行上必要あるときは委員会を設け、委員長を置くことができる。

(役員の仕事)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。
- 3 役員は、会の運営にあたる。
- 4 顧問は、会の運営等に対し助言する。

(役員を選任)

第8条 役員は、総会の議を経て会員の中から選出し、互選により会長を選任する。

- 2 副会長、顧問は、総会の議を経て会員の中から選任し、会長がこれを委嘱するものとする。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は2年とし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じたときは、補欠を選任することができる。ただし、その任期は前任者の残任期間とする。
- 3 顧問の仕事は設けないこととする。

(役員の仕事)

第10条 役員は、すべて無報酬とする。

(総会)

第11条 本会は、会長が会員を招集し、総会を開くことができる。ただし、開催方法については会長が決定することができる。

- 2 総会は、会長が議長となる。

(議案)

第12条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 前年度の事業報告
- (2) 当年度の事業計画案
- (3) 役員を選任及び承認
- (4) 規約の承認及び改廃
- (5) その他会務に関する重要事項

(定足数及び議決)

第13条 総会は当日の出席者をもって成立し、議事は、出席者の過半数の賛同をもって決する。可否同数のときは、議長がこれを決する。なお、欠席の場合は議長への委任を認めることとする。

- 2 会議の出席者は代理を認めることとする。
- 3 会長が必要と認める場合は、書面による議決とすることができる。

(会 費)

第14条 会費は、無料とする。

但し、懇親会・視察会等を開催する場合、参加費を徴収することができる。

(入退会)

第15条 本会に入会または退会しようとするものは事務局に申し出ることとする。

(事業年度)

第16条 事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(施行細則)

第17条 この規約に定めるもののほか、本会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附則. この規約は、令和3年5月19日から施行する。